

令和 2 年第 1 回臨時会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

令和 2 年 4 月 27 日（月曜日）午前 10 時 01 分開会

◎議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 1 号 専決処分報告について（令和元年度富良野市一般会計補正予算（第 8 号）、令和元年度富良野市介護保険特別会計補正予算（第 5 号））
日程第 4 報告第 2 号 専決処分報告について（富良野市税条例の一部改正について）
日程第 5 議案第 1 号 令和 2 年度富良野市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 6 議案第 2 号 令和 2 年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 号 富良野市国民健康保険条例の一部改正について
日程第 7 議案第 3 号 富良野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
追加日程第 1 緊急質問
佐藤 秀 靖 君 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対策について

◎出席議員（18 名）

議 長	18 番	黒 岩 岳 雄 君	副議長	11 番	今 利 一 君
	1 番	宮 田 均 君		2 番	松 下 寿美枝 君
	3 番	宇 治 則 幸 君		4 番	家 入 茂 君
	5 番	石 上 孝 雄 君		6 番	大 西 三奈子 君
	7 番	佐 藤 秀 靖 君		8 番	小 林 裕 幸 君
	9 番	渋 谷 正 文 君		10 番	大 栗 民 江 君
	12 番	天 日 公 子 君		13 番	関 野 常 勝 君
	14 番	日 里 雅 至 君		15 番	本 間 敏 行 君
	16 番	水 間 健 太 君		17 番	後 藤 英知夫 君

◎欠席議員（0 名）

◎説 明 員

市 長	北 猛 俊 君	副 市 長	石 井 隆 君
総 務 部 長	稲 葉 武 則 君	市 民 生 活 部 長	山 下 俊 明 君
保 健 福 祉 部 長	柿 本 敦 史 君	経 済 部 長	川 上 勝 義 君
		兼ぶどう果樹研究所長	

建設水道部長	小野	豊君	看護専門学校長	澤田	貴美子君
総務課長	今井	顕一君	財政課長	藤野	秀光君
企画振興課長	関澤	博行君	教育委員会教育長	近内	栄一君
教育委員会教育部長	亀淵	雅彦君	農業委員会会長	及川	栄樹君
農業委員会事務局長	井口	聡君	監査委員	鎌田	忠男君
監査委員事務局長	佐藤	克久君	公平委員会委員長	中島	英明君
公平委員会事務局長	佐藤	克久君			
選挙管理委員会事務局長	大内	康宏君			

◎事務局出席職員

事務局長	清水	康博君	書記	大津	諭君
書記	佐藤	知江君	書記	向山	孝行君

午前10時01分 開会
(出席議員数18名)

開 会 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） これより、本日をもって招集されました令和2年第1回富良野市議会臨時会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、会議中のマスクの着用を許可いたします。

開 議 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） 直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒岩岳雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、

大 西 三奈子 君
関 野 常 勝 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

○議長（黒岩岳雄君） 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長清水康博君。

○事務局長（清水康博君） -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

本臨時会に市長より提出の事件、議案第1号から議案第4号並びに報告第1号及び報告第2号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

次に、本臨時会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

○議長（黒岩岳雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長後藤英知夫君。

○議会運営委員長（後藤英知夫君） -登壇-

おはようございます。

議会運営委員会より、本日をもって招集されました令和2年第1回臨時会が開催されるに当たり、4月24日、委員会を開催し、運営について審議いたしました結果について報告いたします。

本臨時会に提出されました事件数は、市長からの提出案件6件で、内容は、予算2件、条例2件、報告2件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告がございます。

委員会では、会期を本日1日とし、案件の審議を願うことで委員会の一致を見た次第であります。

よろしく御協力を賜りますようお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会より報告のとおり本臨時会を運営し、会期は本日1日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

行 政 報 告

○議長（黒岩岳雄君） この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。
市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、行政報告をさせていただきますが、冒頭、若干、お時間を拝借させていただきます。

このたびの全世界に拡大している新型コロナウイルス感染症は、いまだ終息の兆しが見えておりません。

これまでに亡くなられた方、そして、御遺族に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方、御家族に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早く全快され、日常生活を取り戻されますことを心よりお祈り申し上げます。

また、医療従事者の皆様には、昼夜を問わず、住民の皆様への命と健康を守っていただいておりますことに、そして、感染防止へ御尽力をいただいている皆様に、厚くお礼を申し上げます。

これ以上の感染拡大を防止し、平穏な生活を取り戻すために、市民の皆様への御理解と御協力をいま一度よろしくお願い申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

1、第52回北海へそ祭りについて。

本年7月28日、29日の2日間の日程で開催を予定して

おりました第52回北海へそ祭りは、昨今の新型コロナウイルスの影響を考慮し、従来の形での北海へそ祭りの開催を中止するとともに、へそマラソン大会、協賛事業であります北海いかだ下り in 空知川につきましても中止といたしました。

本年度は、専門部会で観光客を集めない形での企画を検討することにより、これまでの伝統を引き継ぎ、次年度につないでまいります。

2、職員の懲戒処分について。

地方公務員法第29条第1項及び富良野市職員の懲戒処分等に関する規程第5条第1項の規定に基づき、令和2年4月1日をもって、1件の懲戒処分を行ったところであります。

懲戒処分の内容については、次のとおりであります。

- 1、被処分者、保健福祉部職員、50歳代。
 - 2、処分年月日、令和2年4月1日。
 - 3、非違行為、服務業務処理関係、公金、公物取扱関係。
 - 4、処分の内容、減給2カ月。
 - 5、懲戒等歴なし。
- 以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第3

報告第1号 専決処分報告について（令和元年度富良野市一般会計補正予算（第8号）、令和元年度富良野市介護保険特別会計補正予算（第5号））

○議長（黒岩岳雄君） 日程第3、報告第1号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件2件について、説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） ー登壇ー

おはようございます。

報告第1号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分を行いました令和元年度富良野市一般会計補正予算及び令和元年度富良野市介護保険特別会計補正予算について、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

議案第1号、令和元年度富良野市一般会計補正予算第8号は、歳入歳出それぞれ1億7,356万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を136億1,286万9,000円にするものと、繰越明許費の補正、廃止1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

20ページ、21ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、新型コロナウイルス対策に寄与するための寄附金と一般寄附金を積み立てる地域振興基金積立金、ふるさと応援寄附金のうち、必要経費を差し引いた分を積み立てるふるさと応援基金積立金の追加、事業費確定に伴うふるさと納税推進事業費の文具・消耗器材及び印刷代など必要経費の減額、差し引きいたしまして502万円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、事業確定に伴う介護保険特別会計繰出金の減額、3項生活保護費で、支給実績に伴う生活扶助費等扶助費、医療扶助費等扶助費の減額、4,795万2,000円の減額でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、強い農業・担い手づくり事業費補助金（担い手確保）の減額、2項林業費で、森林環境譲与税基金積立金の増額、差し引きいたしまして6,569万4,000円の減額でございます。

8款土木費は、2項道路橋梁費で、除雪対策事業費の除排雪業務委託料6,500万円の減額でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、育英基金返還金積立金6万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、10ページ、11ページでございます。

1款市税は、2項固定資産税で、収入の見込みにより現年課税分の土地、家屋、償却資産の追加、4項たばこ税で、現年課税分の減額、差し引きいたしまして714万6,000円の追加でございます。

2款地方譲与税は、1項地方揮発油譲与税及び2項自動車重量譲与税の減額、3項森林環境譲与税の追加、差し引きいたしまして448万9,000円の減額でございます。

3款利子割交付金は、1項利子割交付金で、39万8,000円の減額でございます。

4款配当割交付金は、1項配当割交付金で、57万5,000円の追加でございます。

5款（5ページで訂正）株式等譲渡所得割交付金は、1項株式等譲渡所得割交付金で、97万5,000円の減額でございます。

6款地方消費税交付金は、1項地方消費税交付金で、2,471万9,000円の減額でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金は、1項ゴルフ場利用税交付金で、49万6,000円の追加でございます。

8款自動車取得税交付金は、1項自動車取得税交付金で、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、361万1,000円の追加でございます。

10款地方特例交付金は、1項地方特例交付金で、子ども・子育て支援臨時交付金176万2,000円の減額でございます。

11款地方交付税は、1項地方交付税で、特別交付税の交付額の決定により5,137万9,000円の追加でございます。

12款交通安全対策特別交付金は、1項交通安全対策特別交付金で、21万2,000円の減額でございます。

16款道支出金は、1項道負担金で、生活保護費負担金の追加、2項道補助金で、強い農業・担い手づくり事業費補助金（担い手確保）の減額、差し引きいたしまして6,452万6,000円の減額でございます。

18款寄附金は、1項寄附金で、一般寄附金、ふるさと応援寄附金、保健衛生費寄附金502万円の追加でございます。

21款諸収入は、3項貸付金元利収入で、育英基金貸付金収入の追加、5項雑入で、生活保護費返還金収入現年度分の追加、備荒資金組合交付金の減額、差し引きいたしまして1億4,471万2,000円の減額でございます。

戻りまして、5ページでございます。

第2表繰越明許費補正につきましては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金を国に対し要望してまいりましたが、ポイントと予算枠の関係で不採択となったことから、これを廃止するものでございます。

議案第2号、令和元年度富良野市介護保険特別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ2,608万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億7,176万9,000円とするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費1目一般管理費で、器具購入費195万2,000円の減額でございます。

2款保険給付費は、1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費で、給付実績に伴う居宅介護サービス給付費1,613万3,000円の減額でございます。

3款地域支援事業費は、1項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費で、給付実績に伴う介護予防サービス給付費、2目介護予防ケアマネジメント事業費で、ケアプラン作成委託料の減額、3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費で、ケアプラン作成委託料の減額、800万円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

7款繰入金は、1項他会計繰入金1目介護給付費繰入金、2目地域支援事業繰入金（総合事業）、3目地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）それぞれの現年度分及び4目その他一般会計繰入金の減額、2項基金繰入金1目介護保険給付費準備基金繰入金の減額、2,608万5,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い

申し上げます。

御訂正をお願いいたします。

一般会計補正予算の歳入の4款配当割交付金の後の株式等譲渡所得割交付金でございますが、5款株式等譲渡所得割交付金と言うところを3款株式等譲渡所得割交付金と御説明いたしました。

正しくは、5款株式等譲渡所得割交付金でございますので、御訂正をお願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件2件について、順次、発言を求めます。

最初に、令和元年度富良野市一般会計補正予算を行います。

御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、次に、令和元年度富良野市介護保険特別会計補正予算を行います。

御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいたします。

本件2件について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

日程第4

報告第2号 専決処分報告について（富良野市税条例の一部改正について）

○議長（黒岩岳雄君） 日程第4、報告第2号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） 登壇

報告第2号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分を行いました富良野市税条例の一部を改正する条例の制定について、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

このたびの改正は、令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことなどに伴い、関係する条文を改正するものでございます。

以下、条を追ってその概要について御説明申し上げます。

第27条の2及び第27条の3は、未婚のひとり親への寡

婦（夫）控除の適用等や人的非課税措置の見直しに係る市民税の規定の整理でございます。

第39条は、電気供給業の法人事業税の収入金額課税に係る課税方式の見直しに伴う規定の整備でございます。

第53条から第75条までは、所有者不明土地等に係る固定資産税の対応について、相続人など、現に所有している者が申告することの制度化等に伴う規定の整備及び追加でございます。

第93条及び第95条は、葉巻たばこの課税方式の見直しに伴う規定の整備及び追加などでございます。

第121条は、第53条への追加規定に伴う引用規定の整理でございます。

第141条は、固定資産税と同様に、所有者不明土地等に係る都市計画税の課税への対応として、相続人など、現に所有している者が申告することの制度化等に伴う規定の整備及び追加でございます。

附則第6条から第8条までは、元号改正に伴う規定の整備でございます。

附則第10条は、文言整理でございます。

附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準の特例の改正による規定の整備でございます。

附則第11条から第21条までは、元号改正並びに規定の整備でございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からとし、市民税、固定資産税及び都市計画税に関して、それぞれ経過措置を規定するものでございます。

以上、報告申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

日程第5

議案第1号 令和2年度富良野市一般会計補正予算（第1号）

○議長（黒岩岳雄君） 日程第5、議案第1号、令和2年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

議案第1号、令和2年度富良野市一般会計補正予算に

ついて御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ3億4,191万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を145億3,691万2,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、子育て世帯への臨時特別給付金の対応に伴う住民情報システム修正委託料55万円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、新型コロナウイルスの影響を受け、生活維持のため緊急に貸し付けを必要とする世帯への支援事業を社会福祉協議会を通じて行う新型コロナウイルス対策緊急貸付事業交付金の追加、2項児童福祉費で、国の子育て世帯に対する新型コロナウイルス対策の子育て世帯への臨時特別給付金及びその給付に要する文具・消耗器材及び印刷代など事務経費の追加、合わせて3,679万2,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、新型コロナウイルス対策に要する物資の購入として文具・消耗器材及び印刷代及び器具購入費、手づくりマスク普及に要する報償費、看護専門学校的外部講師による遠隔授業を行うための環境整備に要する施設修繕料及び器具購入費の追加、727万3,000円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、新型コロナウイルス感染症等により大きく被害を受けている企業支援として、新型コロナウイルス対策経営支援臨時補助金及び新型コロナウイルス対策経営支援臨時貸付金、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響に対する観光振興策の取り組み準備としてのウェブキャンペーンシステム構築委託料、2億7,991万2,000円の追加でございます。

8款土木費は、5項住宅費で、新型コロナウイルス対策による経済対策の一つとしての住宅リフォーム補助金500万円の追加でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、新型コロナウイルス対策として、子育て世帯家庭への経済的支援の新型コロナウイルス対策緊急学校給食費助成金1,238万5,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、8ページ、9ページでございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、子育て世帯への臨時特別給付金2,234万円の追加でございます。

18款寄附金は、1項寄附金で、新型コロナウイルス対策へ寄与するとして、保健衛生費寄附金50万円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、令和元年度に新型コロナウイルス対策へ寄与するとして受けた寄附積立金

の地域振興基金繰入金50万円の追加でございます。

21款諸収入は、3項貸付金元利収入で、新型コロナウイルス対策経営支援臨時貸付金収入の追加、5項雑入で、備荒資金組合交付金の追加、合わせまして3億1,857万2,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） これより質疑を行います。

質疑は、本件全体について行います。

質疑ございませんか。

16番水間健太君。

○16番（水間健太君） 12ページ、13ページの7款1項1目の250番、新型コロナウイルス対策経営支援事業費のうち新型コロナウイルス対策経営支援臨時補助金について質問させていただきます。

こちらについては、事前にお話を伺ったところ、3点の支援事業がありまして、まず一つ目に、事業継続応援金は、2月から4月のうちの任意の1カ月の売り上げが前年同月比で30%以上減少しているものに対する支援、二つ目に、宿泊業、飲食業、病院、診療所の上下水道料金補助で、こちらも2月から4月分の水道料金の全額補助、三つ目に、飲食業の家賃補助として、2月から4月分の家賃に対して2分の1の補助というふうになっておりますけれども、こちらについて、3点お伺いしたいと思っております。

まず、一つ目に、水道料金の固定費の補助についてですけれども、こちらについては、業種によっては固定費の中でも電気料金やガス料金といった比率が多い事業者も多いかと思っております。今回は上下水道に関して補助となっておりますけれども、電気料金やガス料金など、そういった固定費に対する補助についてはどのような検討をしてきたのか、お伺いします。

二つ目に、飲食業の家賃補助についてです。

こちらについては、家賃に対して2分の1の補助となっておりますけれども、方法論として、全額補助をしたとか、割合はいろいろあるかと思っておりますけれども、その中でも2分の1とした検討経過についてお伺いいたします。

最後に、この三つの支援事業については、2月から4月という過去の期間への支援となっております。しかし、事業者のこれからの事業継続の意欲などを考えますと、5月、6月、せめて次の定例会の6月ぐらいまでとか、先を見た範囲を選定して支援をしていくというような考え方もあったかと思っておりますけれども、2月から4月までの期間とした検討経過についてお伺いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君） 水間議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の上下水道料金の関係で、電気、ガス等の検討の経過ということでございます。

今回、コロナウイルスの対策に向けて非常にいろいろな議論がありまして、その中でさまざまな意見も出されました。また、商工会議所、あるいは料飲店組合、旅館組合などさまざまな団体と意見交換をさせていただいて、このあたりに支援をいただけないかとか、いろいろな声をいただいたところです。そこで、先ほど議員も言われたとおり、この事業の中では3本の事業を組ませていただいております。そのうちの1本が水道料金の関係であります。

電気、ガスの関係の検討がされたのかどうかということでありまして、さまざまな業種の中から、固定経費のところについての支援をいただきたいというお話を非常に多くいただいております。その中で、まず、電気、ガスといった固定経費の関係につきましては、政府から、4月7日付で、電気・ガス業者に支払い猶予などの柔軟な対応をすることという要請が出されていまして、まずはそちらに任せてはどうかというような検討をさせていただきました。水道の料金で対応した結果でありますけれども、まず、固定経費の大きいホテル、旅館、また、お客様が減少している料飲店、このあたりを中心に応援をさせていただくことといたしました。いまの現状でございますと、営業がとまっていて収入がないという状況がありますので、なるべくなら、過去のものに対応して現金が行き渡るような形を検討してきたということでございます。それが、まず1点目でございます。

2点目でありまして、家賃の2分の1を検討した経過であります。

これにつきましても、全額がいいのかとかいろいろなことを考えてきましたけれども、まず、この支援につきましては、飲食店に向けて特出しをしたということがあります。それで、ほかの業種の間接関係もありますことから、市の支援としましては、中小企業振興総合補助金の新規出店家賃補助の要綱等を参考とさせていただいて、2分の1としたところであります。

今回、3本の支援策を出させていただいておりますけれども、飲食店への支援につきましては、後ほど御説明しますが、事業継続応援金、上下水道料金の補助、家賃補助の3本が対象になるような方向でありますので、これらを積み上げていきますと、他の市町村の応援する金額に匹敵するような金額になるかと思っておりますので、トータルで見いただければというふうに思っております。

3点目の応援金の関係で2月から4月とさせていただいた理由でありますけれども、まず、2月のほうにつきましては、新型コロナウイルスの影響が出始めたのが大体2月ではないかなということで、ここをスタートラインとさせていただきました。

その後、やはり、3カ月だけではなく、4カ月、5カ月、そのような議論もありましたけれども、毎日、国の応援だとか、道の支援だとか、いまはさまざまなものが出ていまして、それに対応しているような状況でありませけれども、まずは2月から4月の部分で切らせていただいて、これからも第2弾、第3弾とさまざまな支援が考えられるところでありますので、その状況によって次の施策を打っていくことで対応していきたいと思っておりますので、いまのところは3カ月ということにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） そのほか質疑ございませんか。

6番大西三奈子君。

○6番（大西三奈子君） 12ページ、13ページ、9款1項7目学校保健費の180番についてお伺いしたいと思っております。

こちら事前の説明をいただいております緊急学校給食費の助成金ということで、お伺いしております。

内容としましては、学校給食費の2分の1を補助されるということですが、こちらを選定された根拠もあるかと思っております。趣旨について1点お伺いしたいのと、もう一点は、2分の1補助という形に至った経過についてお伺いしたいと思っております。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の質問にお答えさせていただきます。

12ページ、9款1項7目18節の180番、新型コロナウイルス対策緊急学校給食費助成金の関係でございます。

この事業の趣旨につきましては、学校が休みになって、また給食が当たらなくなってまいります。家庭における所得に対しまして、教育費というのは結構大きなウェイトだと思っておりますが、共働きをしている家庭において、奥さんの収入が減るということも考えられます。そんな中、子供たちに対して、教育の機会であったり、また、昼食に係る負担もふえてくるかと思っておりますので、そんな部分で保護者の方々の負担を少しでも減らすことによって、子供たちの健康であり、また教育に対する機会が均等されるものというふうに思っているところでございます。

また、2分の1とした理由でありますけれども、今回、この助成につきましては、要保護、準要保護の子供たちの部分は既に就学支援ということで全額補助をしておりますので、その部分は対象から外しているところであります。その部分等に鑑みたと、やはり、一定程度の割合というのが必要ではないかということで、全額

ではなく、2分の1という助成額にさせていただいたところであります。

以上です。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） そのほか質疑ございませんか。

10番大栗民江君。

○10番（大栗民江君） 10ページ、11ページ、3款1項1目の220番、新型コロナウイルス対策緊急貸付事業交付金についてお伺いいたします。

この交付金は、社協さんが窓口で行われるという取り組みのようですけれども、これに関しまして、自分がどういう支援メニューの対象になるのか、給付なのか、貸与なのか、また猶予なのか、個人が申請するのか、事業者もしているのか、社協さんなものですから、市民にとってはわかりにくいかなと思うのですが、そういう支援策のわかりやすい周知ですとか相談体制はどういうふうに行われるのか、お伺いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 大栗議員の御質問にお答えいたします。

3款1項1目の220番、新型コロナウイルス対策緊急貸付事業交付金についてでございます。

これは、社協が実施主体としてとり行っていたのでございます。原則、これは、個人への生活支援という性質のものでございます。新型コロナウイルス感染症の発生により、休業などによって一時的に収入が減少した世帯を対象として、生活資金として貸し付けさせていただくというものでございます。

こちらのほうは、実は、北海道社会福祉協議会が実施主体として行ってございます生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付というものがございまして、こちらが新型コロナウイルスの関係でより借りやすく、要件も幅広くなっているものでございます。基本的にはその制度に準じておりますが、それよりも貸し付けさせていただく要件をより緩和して、多くの方に借りていただくという性質のものでございます。

先ほど御質問にありましたように、これはあくまでも貸付金ということでございますが、無利子、無担保で保証人もなしという形で、据置き期間は貸し付けから1年、償還期間は据置き期間終了後の3年以内とするものでございます。

これからこの貸付事業が始まりますが、大栗議員の御指摘のように、皆さんにわかりやすくどれだけできていけるかなど、周知には取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） そのほか質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第2号 令和2年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 富良野市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第6、議案第2号、令和2年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算及び関連する議案第4号、富良野市国民健康保険条例の一部改正についての2件を一括して議題といたします。

本件2件について、順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

議案第2号、令和2年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ44万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億1,144万5,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページの下段でございます。

2款保険給付費は、1項保険給付費6目傷病手当金で、傷病手当金44万5,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

3款道支金は、1項道補助金1目保険給付費等交付金で、特別交付金44万5,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第4号、富良野市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染、または、発熱等の症状があり、感染症の感染が疑われ、療養のため労務に服することができず給与の支払いを受けられない場合、一定期間について傷病手当金を支給するため、改正するものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げ

ます。

附則第2条は、傷病手当金の支給対象者、期間及び支給金額の算定方法を定めるものでございます。

附則第3条及び第4条は、傷病手当金と給与等の支給調整を定めるものでございます。

条例の施行日は公布の日からとし、改正後の規定は、令和2年1月1日以後の支給対象となる被保険者に適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） これより、本件2件の質疑を行います。

初めに、議案第4号、富良野市国民健康保険条例の一部改正についてを行います。

質疑ございませんか。

2番松下寿美枝君。

○2番（松下寿美枝君） 国民健康保険条例の一部改正についての部分で、新型コロナウイルスに感染したとき、または、発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われるときとあるのですが、感染が疑われるときという部分の明確な考え方がもしありましたらお聞かせください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市民生活部長山下俊明君。

○市民生活部長（山下俊明君） 松下議員の御質問にお答えいたします。

この条例の傷病手当金ですが、議員がいまおっしゃったとおり、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染疑いにより労務に服することができない方というふうになっております。

感染の疑いがある者といいますと、現在、保健所のほうから周知がありますけれども、37度5分以上の発熱等により、勤務に服さず、保健所の指示等で、通常は4日間休んでくださいというふうになっておりますので、その部分で休みをとって、3日を経過した日からになりますので、4日目からを含めて、事業所の確認も得て感染症の疑いとしております。そのところは個々の事例にもよってくると思いますが、基本は、保健所等の指示で休みをとって、事業所の許可も得ている者ということになるかと思えます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第2号、富良野市国民健康保険特別会計補正予算について行います。

質疑は、本件全体について行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、議案第2号、富良野市国民健康保険特別会計補正予算の質疑を終わります。

本件2件の質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件2件について、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件2件は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第3号 富良野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第7、議案第3号、富良野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

議案第3号、富良野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、市において行う事務に、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受け付けを追加しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程追加の議決

○議長（黒岩岳雄君） 新型コロナウイルス感染拡大防止にかかわる対応について、佐藤秀靖君から緊急質問の申し出があります。

佐藤秀靖君の緊急質問の件を議題として、採決いたします。

採決は、起立により行います。

佐藤秀靖君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（黒岩岳雄君） 起立多数であります。

よって、佐藤秀靖君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことに決しました。

追加日程第1 緊急質問

○議長（黒岩岳雄君） 佐藤秀靖君の発言を許します。

7番佐藤秀靖君。

○7番（佐藤秀靖君） それでは、新型コロナウイルス感染拡大防止にかかわる対応について緊急質問いたします。

本市は、道内有数の観光地であり、例年、ゴールデンウィークには道内各地から観光客の皆様がいらっしゃいます。本市の観光データによると、ゴールデンウィークの観光客の7割から8割が道内の方々であります。

ことは、国の緊急事態宣言や北海道の休業要請など不要不急の外出を控えるよう要請が出ているものの、先週末、神奈川鎌倉市等が他府県ナンバーの車で大渋滞の様子が報道され、ゴールデンウィーク期間中の本市も同様の状況になるのではないかと危惧しているところでございます。また、札幌や帯広など他地域ナンバーの車が市内を往来することにより、市民が不安を覚えるのではないかと考えております。

市外からの人の流入を極力抑え、市民の健康と安心・安全を守ることを最優先に考えた場合、本市から、観光自粛のお願い、いわゆる観光自粛宣言を行うべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） 佐藤議員の緊急質問に対して、ルールに従ってお答えをさせていただきます。

まず、議会におかれては、質問することができるとされておりますし、さらにまた、我々理事者は答えなければならないという責任を持って答えさせていただいているところでございます。

その中身からまずは判断をさせていただいて、この観光自粛宣言に関しましては、議会から御質問をいただき、これには議会に対してお答えもさせていただいているところでございます。これらを踏まえて、緊急質問とされた根拠についてはどういったものがあるのか。我々で考えられる範囲、そして、関係する方々の御意見もお伺いさせていただいて、議会にお答えさせていただいている、

回答させていただいておりますので、まずはそのあたりが明確にならないと、どういう趣旨で緊急質問になったのかということで、これは、趣旨を確認するという意味でお答えをいただきたいと思っております。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前10時59分 開議

○議長(黒岩岳雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

ただいま、市長のほうから質問の趣旨について確認がございましたので、佐藤秀靖君のほうから御答弁願います。

7番佐藤秀靖君。

○7番(佐藤秀靖君) お答えします。

今回の質問は、私から議長経由で確認をしていただいたところですので。

この議長経由というものは、議会の代表者会議の中で、担当部局に対する質問、具申については、個々の議員ではなく、事務局または議長を通して質問をするということで質問をさせていただいたものであります。したがって、この質問は私個人の質問でありまして、それを議長経由で確認したということでありまして、この質問については私個人のものということでありまして。

したがって、この議会という場でその内容を再度確認するというところでございます。

以上です。

○議長(黒岩岳雄君) 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長(北猛俊君) 個人の見解だということではいまお話をいただきましたが、我々が受けているのは議長名で質問をいただいているわけでありまして、個人の見解だということでここで片づけられるというのは大変遺憾に思っております。

したがって、この件に関してお答えできるのは、事前にお答えをさせていただいた範囲ということで御理解をいただきたいと思っております。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時03分 開議

○議長(黒岩岳雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時14分 開議

○議長(黒岩岳雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

ここで、議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時57分 開議

○議長(黒岩岳雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

ここで、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時30分 開議

○議長(黒岩岳雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

先ほど、議会運営委員会が開催されました。

その経過について報告を願います。

議会運営委員長後藤英知夫君。

○議会運営委員長(後藤英知夫君) -登壇-

議会運営委員会より、休憩中、委員会を開催し、運営について審議いたしましたことについて報告いたします。

本件、緊急質問に関する緊急性については、大型連休を控え、本市に多くの観光客が来訪する可能性を危惧し、緊急性があると4月24日開催の委員会で判断したものであります。

この緊急性について、再度確認する必要性が生じたことから、委員会を開催し、確認したものであります。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長(黒岩岳雄君) 佐藤議員の議長を介しての質問及び回答について説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかわる富良野市の対応について。

質問。

富良野市として、ゴールドデンウイーク前に市民及び観光客のための安全・安心を担保するための観光自粛宣言を内外に発出して、理解を得るべきではないか。

回答。

国の緊急事態宣言及び新型コロナウイルス感染症に係る北海道における緊急事態措置と休業要請を受け、4月25日から5月6日のゴールデンウィーク中は、市有観光関連施設及びフラノマルシェなどほとんどの観光施設は休止とし、大型宿泊施設も閉館することとなっております。

全国では、観光自粛宣言を行っている地方公共団体があることは把握しており、関係団体とも協議をいたしました。現時点においても、富良野市への観光客、他市町村からの流入は激減しており、また、北海道の外出自粛要請も、休業要請とともに今後はさらに徹底を図ることとされておりますので、あえて観光自粛宣言の必要はないと考えておりますとの回答をいただいております。

この質問の扱いについて、どうされますか。

7番佐藤秀靖君。

○7番(佐藤秀靖君) 質問の取り下げをお願いします。

○議長(黒岩岳雄君) 以上で、佐藤秀靖君の緊急質問を終わります。

以上で、本臨時会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

富良野市議会といたしましては、市民の皆様が健康で安心して生活を送っていただけるよう、また、できる限り早くまちに活気が戻るよう、市と協力し、新型コロナウイルス感染症の発生防止の取り組みを進めるとともに、市内経済の維持に全力で取り組んでまいります。

令和2年4月27日。

富良野市議会議長、黒岩岳雄。

閉 会 宣 告

○議長(黒岩岳雄君) これをもって、令和2年第1回富良野市議会臨時会を閉会いたします。

午後1時38分 閉会

新型コロナウイルス感染症対策に関する富良野市議会からのメッセージ

○事務局長(清水康博君) ここで、議長より、新型コロナウイルス感染症対策に関するメッセージがございます。

○議長(黒岩岳雄君) -登壇-
メッセージ。

新型コロナウイルス感染症の流行が世界中で猛威を振るう中、日本国内、また、北海道においても感染者が日々増加している状況が続いており、まさに国難とも言える状況となっております。

このような中、身を粉にして対応に当たっていただいている医療関係者を初め、多くの方々に感謝申し上げます。

北海道は、国の全都道府県を対象とした緊急事態宣言を受け、4月17日、道内全域を対象に緊急事態措置を示しました。これに従い、市民の皆様には、一人一人の行動が御自身や御家族の命を守ることにつながるのだということを胸に刻み、感染防止の徹底、三つの密の回避、また、不要不急の外出の自粛などの取り組みに強く協力をお願いしたいと思います。

本市及び沿線においても感染された方が確認されており、また、感染防止のための自粛活動により、市内の経済も大きな打撃を受けております。このような中であって、市民の皆様は大変な不安を感じていらっしゃるものと思います。

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 4 月 27 日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 大 西 三 奈 子

署名議員 関 野 常 勝